

横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部
及びデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 規程第 191 号
最近改正 令和 3 年 11 月 1 日 規程第 56 号

(目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学国際総合科学部、国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部各通則（以下「通則」という。）に基づき、横浜市立大学国際総合科学部、国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部（以下「各学部」という。）の学生が横浜市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(早期履修の目的)

第2条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学生のうち学業成績優秀な各学部の学生に対して、本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(早期履修の対象となる研究科)

第3条 各学部の学生が早期履修できる研究科は、都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科（以下「各研究科」という。）とする。

(履修資格)

第4条 早期履修できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 早期履修時に学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 各研究科に進学を志望する者
- (3) 学業成績優秀な者

(早期履修の対象となる授業科目)

第5条 各研究科は、各年度の始めの 1 か月前までに早期履修の対象となる授業科目を指定する。

(申請手続)

第6条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの本学が定める履修登録期間中に大学院授業科目早期履修申請書により、各学部長に申請するものとする。

(各学部長の推薦)

第7条 各学部長は、早期履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する各研究科の長に推薦するものとする。

(履修の可否の決定)

第8条 各研究科の長は、前条の推薦に基づき、審査のうえ当該研究科の授業科目の履修の可否を決定するものとし、各学部長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第9条 履修科目として申請することができる単位数は、各研究科において別に定める。

(単位の授与)

第10条 早期履修者が履修した授業科目の単位の授与については、本学大学院各研究科通則第8条の規定を適用する。

(単位の取扱い)

第11条 早期履修者が修得した単位については、各学部の自由科目単位として認定することができるものとする。ただし、卒業単位には含めることができない。

2 早期履修者が修得し、各学部で認定された単位については、早期履修者が卒業後、当該研究科に入学した場合に限り、単位認定の上、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日改正）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。